



特集 地域で見守る・ みんなで防ぐ虐待



11月は、児童虐待防止推進月間です。

虐待は、だれにでもどの地域でも起こりうる可能性があります。

ただ、だれも「悪意をもって」虐待しているとは限りません。子育て、介護をしている家族等が心身ともに疲労し、追い詰められ、その結果、自覚のないままに虐待をしてしまっていることが少なくありません。

近所の家から子どもの泣き声が聞こえるなど「ひょっとして虐待では」と思ったとき、あなたはどのようにしますか？「勘違いかもしれない」「できればかかわりたくない」などと相談や通報をためらってはいないでしょうか？

あなたの気づきと勇気ある行動が子どもたちの笑顔を守ります。子どもへの虐待に気がついたら、迷わず、児童相談所等へ連絡してください。

早期発見・早期対応が虐待を受けている人だけでなく、虐待をしている家族等が抱える問題の解決にもつながります。

子どもに対する虐待

子どもの心身の成長に大きな影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれていく恐れがあります。近年、子どもの虐待に関する通報・相談件数が増え続けています。その状況はさまざまで、殴る、蹴るなどの暴力だけでなく食事を与えず放置され、幼い命が絶たれるといったケースもあります。

子どもは、自分から「助けて」と言えません。

もしも虐待の兆候に気付いたときは「自分には関係ないこと・・・」と目をそらすのではなく、積極的に虐待を防止する意識と行動が大切です。

子どもへの虐待とは

身体的虐待	殴る、蹴るなど児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること、させること
養育の拒否・怠慢	衣食住の世話をしないなど、長時間の放置、保護者の監護を怠ること
心理的虐待	ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、無視することなど児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



地域で子育て家族を見守りましょう。



毎日の子育て生活の中では、思いどおりにならないことがたくさんあります。

子育てに不安や悩みを抱かえていても、だれにも相談できず孤立してしまう家族があります。わたしたちのちょっとした気づきや声かけによって、そのような親と子を救えるかもしれません。子育て家族が安心して暮らしていくためには、地域ぐるみで子育てを支えていくことが大切です。挨拶だけでもかまいません。やさしくひと声かけてください。

困ったときは、身近な子育て相談機関を利用しましょう

- ◎保健センター
子どもとお母さんに関する問題に専門的な指導を行っています。
- ◎保育所・保育園
育児に関する悩みなどにアドバイスをしてくれます。
- ◎児童委員(主任児童委員)
家庭への相談や援助などを行っています。



気づいてください 親と子のSOSサイン

虐待を受けている子どもやその親は、何らかのサインを出しています。周囲に気になる子育て家族がいたら、下記のような様子がないか気に留めてみてください。

子どもの様子

- ・不自然な傷やあざがある
- ・いつも服装や身体が不潔
- ・食事時や夜間、寒い日でも家の外にいる
- ・夜遅くまで外で遊んでいて、家に帰りがたらない
- ・笑顔が少なく、喜怒哀楽の表情が乏しい
- ・性に対する極端な関心や拒否感が見られるなど



親(保護者)の様子

- ・近所や地域の中で孤立している
- ・頻繁に子どもを家に残して外出している
- ・子どもが病気やケガをしても医者に見せない
- ・子どもや家族への不満をよく口にしているなど



家庭の様子

- ・毎晩のように長時間子どもの泣き声が聞こえる
- ・親の怒鳴り声や物を投げつけるような音がする
- ・子どもがいるのに、姿を滅多に見ない



児童虐待防止法により虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、市区町村や児童相談所などに通報することが義務付けられています。

相談・通報するときや 子ども虐待に関する相談や通報をするときは、 次のポイントをまとめておきましょう。

- 虐待またはその可能性があった日時
- 子ども・保護者の情報
(氏名・年齢・性別・住所など)
- 虐待の恐れがあった状況
(だれが・どこで・どのように)

児童相談所
全国共通ダイヤル
☎189

平日
すこやかセンター内 保健福祉課
土日祝日・夜間 宿日直対応
飛島村役場

相談・通報をためらっていませんか？

- ・通報の際は、匿名でもかまいません。通報者のプライバシーは、守られます。
- ・ご近所なのでトラブルになっては困ると心配されることもありますが、身近な人からの通報が虐待防止には重要です。また通報者を特定できるような情報は漏らしません。
- ・虐待かどうかの判断は、連絡先の相談機関が行います。情報が間違いであっても罰せられることはありません。



通報した後は どうなるの？

相談・通報を受けたあとは、次のような対応を行います。

